

議 事 日 程 第 5 号

平成26年6月25日（水）午前10時開議

（総務文教常任委員長報告）

- 日程第 1 議第32号 市有財産の譲与について
- 日程第 2 議第33号 米沢市職員厚生会に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 議第34号 米沢市市税条例の一部改正について
- 日程第 4 議第35号 米沢市産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 請願第3号 少人数学級の推進及び義務教育費国庫負担制度の改善に係る意見書提出方請願

（民生常任委員長報告）

- 日程第 6 議第36号 米沢市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 7 請願第4号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願

（産業建設常任委員長報告）

- 日程第 8 議第37号 米沢市市営食肉市場の長期かつ独占的な利用期間の更新について
- 日程第 9 議第38号 市有財産（ロータリー除雪車）の取得について
- 日程第10 議第39号 特定事業（米沢市公営住宅塩井町団地建替等事業（1号棟））事業契約の一部変更について
- 日程第11 議第40号 特定事業（米沢市公営住宅塩井町団地建替等事業（2号棟））事業契約の一部変更について
- 日程第12 議第41号 特定事業（米沢市公営住宅塩井町団地建替等事業（3号棟））事業契約の一部変更について
- 日程第13 議第42号 米沢市市営住宅条例の一部改正について
- 日程第14 議第43号 市道路線の認定について

（予算特別委員長報告）

- 日程第15 議第44号 平成26年度米沢市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議第45号 平成26年度米沢市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）

日程第17 議第46号 平成26年度米沢市と畜場及び食肉市場費特別会計補正予算（第1号）

日程第18 発議第4号 少人数学級の推進及び義務教育費国庫負担制度の改善に係る意見書の提出
について

日程第19 発議第5号 「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書の提出について

日程第20 発議第6号 参議院議員選挙合区案に反対する意見書の提出について

日程第21 発議第7号 拙速な農政改革に反対する意見書の提出について

日程第22 特別委員会の設置及び特別委員の選任について

日程第23 米沢市農業委員会委員の推薦について

日程第24 議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第24まで

追加日程 発議第8号 米沢市議会会議規則の一部改正について

出欠議員氏名

出席議員（24名）

1番	木村芳浩	議員	2番	相田克平	議員
3番	高橋嘉門	議員	4番	佐藤弘司	議員
5番	山田富佐子	議員	6番	山村明	議員
7番	鈴木章郎	議員	8番	高橋壽	議員
9番	白根澤澄子	議員	10番	佐藤忠次	議員
11番	遠藤正人	議員	12番	堤郁雄	議員
13番	工藤正雄	議員	14番	齋藤千恵子	議員
15番	島軒純一	議員	16番	海老名悟	議員
17番	渋間佳寿美	議員	18番	相田光照	議員

19番	中村圭介	議員	20番	小島卓二	議員
21番	佐藤 兵	議員	22番	高橋義和	議員
23番	小久保広信	議員	24番	我妻徳雄	議員

欠席議員（なし）

出席要求による出席者職氏名

市長	安部三十郎	副市長	小林正夫
総務部長	須佐達朗	企画調整部長	山口昇一
市民環境部長	赤木義信	健康福祉部長	菅野智幸
産業部長	寿田美佐雄	建設部長	細谷圭一
会計管理者	神田 仁	総務課長	菅野紀生
財政課長	後藤利明	総合政策課長	我妻秀彰
水道部長	加藤吉宏	病院事業管理者	芦川紘一
市立病院事務局長	加藤智幸	教育委員会委員長	高橋英機
教育長	原 邦雄	教育管理部長	船山弘行
教育指導部長	土屋 宏	農業委員会会長	伊藤精司
農業委員会事務局長	高橋寿一	選挙管理委員会委員長	小林 栄
選挙管理委員会事務局長	生田英紀	代表監査委員	大澤悦範
監査委員事務局長	宇津江俊夫		

出席した事務局職員職氏名

事務局長	近野長美	事務局次長	高野正雄
庶務係長	金子いく子	議事調査係長	青木重雄

主 查 堤 治 主 任 我 妻 政 仁



午前10時00分 開 議

- 島軒純一議長 おはようございます。
ただいまの出席議員24名であります。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の会議は議事日程第5号により進めます。

.....

日程第1 議第32号市有財産の譲与に
ついて外4件

- 島軒純一議長 日程第1、議第32号市有財産の譲与についてから日程第5、請願第3号少人数学級の推進及び義務教育費国庫負担制度の改善に係る意見書提出方請願の議案4件、請願1件は、議事の都合により一括議題といたします。

この場合、総務文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告願います。

総務文教常任委員長16番海老名悟議員。

[総務文教常任委員長16番海老名 悟議員登壇]

- 16番(海老名 悟議員) 御報告申し上げます。

去る9日の本会議におきまして当委員会に付託されました案件は、議案4件、請願1件であります。

当委員会は、議会日程に従い、16日の午前10時から、委員会室において全委員出席のもと、教育長、関係部課長並びに請願の審査においては紹介議員に出席を求め、開会いたしました。

以下、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

初めに、議第32号市有財産の譲与についてですが、本案は、宗教法人神達神社に対し、神達神社の敷地として使用されている土地522平方メートルを譲与するため提案されたものであります。

本案に対し、委員から、平成22年1月に砂川政

教分離訴訟で、市有地を神社敷地として無償使用させていることについて「政教分離の原則」に反しており、違憲とする最高裁の判決が出ているわけだが、本事案について町内会からの相談を受ける前には違憲との認識は持たなかったのかとの質疑があり、当局から、違憲判決以降に市有地に建っている宗教的施設の調査を行い、現在24カ所あるが、宗教的施設としての存在はさほど大きいものではないと認識しており、疑問には感じていなかったとの答弁がありました。

また、委員から、社寺の塀の補修について、市の事業として補助等を行うのは政教分離に反していないのかとの質疑があり、当局から、目的が宗教的意義ではなくまちづくりや観光誘客等を意図しており、さらに宗教への援助、助長等を行うものではないので、政教分離には反しないと考えているとの答弁がありました。

本案については、委員間討議もなく、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第33号米沢市職員厚生会に関する条例の一部改正についてであります。本案は、産前または産後に係る特別休暇を取得する本市職員厚生会の会員について、掛金の特例措置を設けようとするものであります。

本案に対し、委員から、産前産後休暇及び育児休業の期間についてただされ、当局から、本市においては産前休暇は6週、産後休暇は10週、育児休業は子が3歳に達するまでとの答弁がありました。

本案については、委員間討議もなく、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第34号米沢市市税条例の一部改正についてであります。本案は、地方税法等の一部改正に伴い、法人の市民税の法人税割の税率及び軽自動車税の税率の変更等、所要の改正を行うほか、規定の整備を図ろうとするものであり

ます。

本案に対し、委員から、東日本大震災からの復興税として個人市民税の均等割が引き上げられるが、その期間と使われ方の制限についてただされ、当局から、均等割の引き上げ期間については平成26年度分から10年間で、本市の予算の中に組み入れて使われ、特段復興を目的とした事業に充当しているものではないとの答弁がありました。

また、委員から、軽自動車税の増収額はどのぐらいになるかとただされ、当局から、市内の新規登録台数は乗用で約1,300台、貨物で約330台で、税額にしておよそ500万円の増収になるとの答弁がありました。

さらに、委員から、軽自動車は税金が安いことが保有の一因だと思うが、増税の影響はどうかとの質疑があり、当局から、自動車の購入は個人個人の判断によるもので、増税で購買にどう影響するかは不透明であるとの答弁がありました。

採決に当たっては、公共交通が整っている都会であれば影響は少ないが、そうではない地方では、増税により市民生活への影響、地域経済への悪影響があり、地方の疲弊、人口減少加速の要因となるので増税に反対するとの意見がありましたので、起立による採決を行った結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第35号米沢市産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についてであります。本案は、企業立地に係る固定資産税の課税免除を適用する期間を延長しようとするものであります。

本案については、とりわけ質疑もなく、採決に当たっては、委員間討議、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第3号少人数学級の推進及び義務教

育費国庫負担制度の改善に係る意見書提出方請願についてであります。本請願は、少人数学級を推進し、当面小学校2学年までを35人以下学級とし、早期に全学年に拡大すること、また、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元することを求める意見書を政府に対して提出していただきたいとするものであります。

審査に先立ち、請願者及び紹介議員から補足説明を受け、審査に入りました。

本請願に対し、委員から、少人数学級の推進は子供たちにとってよいことだが、教職員の増員がないと対応できないのではないかとの質疑があり、紹介議員から、国の負担金の増額が予算化されれば教職員の増員も進められるとの答弁がありました。

また、委員から、本県はさんさんプランを制度化して十数年たっているが、他の自治体での少人数学級の状況についてただされ、請願者から、大阪府、秋田県などでも少人数学級の予算化をしており、いじめ、不登校が減少しているとの答弁がありました。

さらに、委員から、少人数学級の予算化をしているのは、大阪府、秋田県、本県にとどまっているようだが、他に広がらない要因について質疑があり、紹介議員から、財政上の問題で、学級数の増加で増員された教職員の給与が自治体の持ち出しになるため、広がらないものと見られるとの答弁がありました。

また、委員から、少人数学級の効果についてただされ、紹介議員から、いじめの件数が少人数学級を実施していないところでは、小学校で1,000人当たり5.4人、中学校で1,000人当たり9.6人であるのに対し、少人数学級を実施しているところでは、小学校で1,000人当たり1.7人、中学校では1,000人当たり6.7人と少なくなっている。また、本県や大阪府では少人数学級実施後に不登校の出現率が減少、欠席率が低下する効果があらわれているとの答弁がありました。

採決に当たっては、子供たちを取り巻く環境はさまざまだが、教育は国の基礎をなすもので、請願に賛成との意見、また、国が責任を持って教育費の国庫負担をすべきで、請願に賛成するとの意見があり、全委員異議なく採択すべきものと決まりました。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○島軒純一議長 ただいまの総務文教常任委員長報告に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

総務文教常任委員長報告中、異議のありました議第34号の議案1件を除く議第32号、議第33号、議第35号及び請願第3号の議案3件、請願1件を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 御異議なしと認めます。よって、議第32号、議第33号、議第35号及び請願第3号の議案3件、請願1件は委員長報告のとおり決まりました。

次に、異議のありました議第34号について起立により採決いたします。

議第34号に対する委員長報告は、賛成多数で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第34号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○島軒純一議長 起立多数であります。よって、議第34号は委員長報告のとおり決まりました。

.....

日程第6 議第36号米沢市国民健康保険 税条例の一部改正について 外1件

○島軒純一議長 次に、日程第6、議第36号米沢市国民健康保険税条例の一部改正について、日程第7、請願第4号手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願の議案1件、請願1件は、議事の都合により一括議題といたします。

この場合、民生常任委員会における審査の経過と結果について報告願います。

民生常任委員長22番高橋義和議員。

〔民生常任委員長2番高橋義和議員登壇〕

○22番（高橋義和議員） 御報告申し上げます。

去る9日の本会議におきまして当委員会に付託されました案件は、議案1件、請願1件であります。

当委員会は、議会日程に従い、17日の午前10時から委員会室において、全委員出席のもと、関係部課長、また、請願審査においては請願者及び紹介議員に出席を求め、開会いたしました。

以下、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

初めに、議第36号米沢市国民健康保険税条例の一部改正についてであります。本案は、地方税法等の一部改正に伴い、所得割額の基礎となる所得金額の算定方法の見直しなど所要の改正を行うほか、規定の整備を図るものであります。

本案に対し、委員からは、施行日が平成28年や同29年となっているが、なぜかとただされ、当局からは、地方税法など、それぞれのもととなる法律の施行期日があるようになっていたためであるとの答弁がありました。

また、委員からは、今後電算システムのプログラム変更などにより予算が必要となるのかとの質疑があり、当局からは、システム修正に伴う新たな費用はかからないとの答弁がありました。

さらに、委員からは、法改正に伴う国民健康保険税への影響について試算を行っているのか、また、国からの調査はあるのかとただされ、当局からは、国からの調査はなく、また、現時点で国民健康保険税が多くなるのか少なくなるのかは推定できないが、影響は少ないのではないのかとの答弁がありました。

本案については、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第4号手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願であります。本請願は、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定することを求める意見書を政府及び関係機関に対して提出していただきたいとするものであります。

審査に当たっては、議会基本条例により、請願者及び紹介議員にも出席を求め、審査に先立ち、請願の趣旨について意見をお聞きし、審査に入りました。

本請願に対し、委員から、聾学校では手話が禁止されてきたとあるが、なぜ禁止されてきたのかとの質疑があり、請願者から、戦前に当時の文部大臣が全国盲啞学校長会議において口話教育に奮励努力し、研さん工夫を重ねることを望むとの訓示を述べたことで、聾教育は手話教育から口の動きで言葉を読み取る口話教育に変わったとの答弁がありました。

さらに、委員から、口話教育について質疑があり、請願者からは、経験談として、社会に出るからは口話が役に立ったということは余りなく、例えば「ごみ」と「コピー」の口の動きは口話では似ており区別しにくい、手話では全く違う表現なので正しく理解できること、また、学校の授業において、口話では授業内容を理解す

るのはとても難しく、小学6年生のときに小学4年生の学習内容を学んでおり、健常者に合わせていくのはとても大変であったとの答弁がありました。

また、委員から、当局に対して、改正障害者基本法第24条では国、地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけているが、本市の対応はどのようになっているかとただされ、当局からは、手話通訳者設置事業や手話奉仕員派遣事業を行っているとの答弁がありました。

さらに、委員から、手話言語法制定に先駆け条例を制定した自治体では、条例において求めている内容は何かとの質疑があり、紹介議員からは、手話に対する理解が広まっていくことで、健常者も聴覚障がいのある方も一緒にコミュニケーションがとれる地域社会を目指すことであるとの答弁がありました。

また、委員から、自治体で条例制定の機会が出てくると考えるが、県内で条例制定への動きはあるのかとの質疑があり、請願者からは、県内では制定の動きまでには至っていないとの答弁がありました。

さらに、委員から、聴覚障がいの方が何に困っているのかを顕在化させて、そこに直結した政策を打つべきと考えるがどうかとの質疑があり、請願者からは、まずは法整備がなされることで手話が言語であることが認められ、そして聴覚障がい者が生活のどの場面でも社会参加できるという、人としての権利を獲得することが最初の一步だと考え、この請願を提出しているとの答弁がありました。

採決に当たっては、聴覚障がい者がコミュニケーションをとろうとする機会をふやしていくことがまず大事であり、そういう社会を築いていくためにも手話言語法は法整備されてしかるべきと考えるので賛成とする意見、また、国民に手話は言語だということを認識していただき、その後の環境整備、義務化の部分についての研

究もしっかり国へも要請していきたいと考えるので賛成とする意見がありました。

本請願については、全委員異議なく、採択すべきものと決しました。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○島軒純一議長 ただいまの民生常任委員長報告に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議第36号及び請願第4号の議案1件、請願1件を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 御異議なしと認めます。よって、議第36号及び請願第4号の議案1件、請願1件は、委員長報告のとおり決まりました。

.....

日程第8 議第37号米沢市市営食肉市場の長期かつ独占的な利用期間の更新について外6件

○島軒純一議長 次に、日程第8、議第37号米沢市市営食肉市場の長期かつ独占的な利用期間の更新についてから日程第14、議第43号市道路線の認定についてまでの議案7件は、議事の都合により一括議題といたします。

この場合、産業建設常任委員会における審査の経過と結果について報告願います。

産業建設常任委員長1番木村芳浩議員。

〔産業建設常任委員長1番木村芳浩議員登壇〕

○1番（木村芳浩議員） 御報告申し上げます。

去る9日の本会議におきまして当委員会に付託されました案件は、議案7件であります。

当委員会は、議会日程に従い、18日の午前9時から委員会室において、全委員出席のもと、関係部課長に出席を求め、開会いたしました。

以下、審査の経過と結果について御報告を申し上げます。

なお、市道路線として認定しようとする箇所について、審査に先立ち、現地調査を行ったことを申し添えます。

初めに、議第37号米沢市市営食肉市場の長期かつ独占的な利用期間の更新についてであります。本案は、市営食肉市場について、同施設の効率的な運営を考慮し、利用者に株式会社米沢食肉公社を指定し、長期かつ独占的な利用を許可し、運営してきたが、来る9月2日をもってその利用期限が満了となることから、食肉流通の安定を確保するため、さらに10年利用期間を更新しようとするものであります。

本案に対し、委員から、本市の重要な公の施設について条例で定め、その施設の一つとして食肉市場を位置づけることが地方自治法の精神にのっとったものになる。また、食肉市場に限らず、これを機会として重要な公の施設について検討が必要と考えるがどうかとの質疑があり、当局から、重要な公の施設及び特に重要な公の施設の位置づけについては、全庁的に検討すべき事項であることから、今後担当課と調整してまいりたいとの答弁がありました。

また、委員から、敷地内には以前生きた動物の競りをする市場もあったと記憶しているが、現在は「と畜場」と「食肉市場」の2つの施設しかないと理解してよいのかとの質疑があり、当局から、現在は、屠畜をし枝肉にする「と畜場」と、枝肉の競りをする「食肉市場」の2つの施設が一体の建物の中にあり、以前は生体での取引も行っていたが、現在は枝肉のみを取り扱っているとの答弁がありました。

本案については、委員間討議もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第38号市有財産（ロータリー除雪車）の取得についてであります。本案は、現在使用しているロータリー除雪車が老朽化し、除雪期間中の故障が多く、除雪作業に支障を来していることから、これを更新配備しようとするものであり、指名競争入札による物品購入契約とし、4業者による入札を行った結果、昭和建機株式会社、代表取締役石川清が2,222万6,400円で落札し、仮契約を締結したので、本契約を締結しようとするものであります。

本案に対し、委員から、更新される古い機械の規格について質疑があり、当局から、新たに取得しようとする機械と同等で、130馬力相当の中型機械であるとの答弁がありました。

また、委員から、さきの一般質問で公共施設の管理の一元化等について触れたが、このたびのロータリー除雪車のように、今後も取得に議決が必要な市有財産、動産があると思うが、建設部門において市有財産の把握はされているのかとただされ、当局から、動産においては車両機械が多く、台帳に記載して管理を行っており、補助機械の場合は更新基準もあることから、その更新基準と照らし合わせながら計画を立て、財政状況を勘案し、有利な財源で更新ができるように考えてまいりたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、10年以上前に、大型の除雪車については市が所有しなくてもよいのではないかと提案し、その後、小型の除雪車が整備され、幅員の狭い道路も除雪ができるようになり、市民に喜んでいただけたと思っている。除雪車については、そのような歴史も考慮し、配置してほしいとの要望がありました。

本案については、委員間討議もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第39号特定事業（米沢市公営住宅塩井町団地建替等事業（1号棟））事業契約の一部変更についてであります。本案は、平成24年米沢市議会3月定例会で議決された事業契約について、消費税及び地方消費税の税率の引き上げにより、契約金額を変更しようとするものであります。

本案については、質疑や委員間討議もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第40号特定事業（米沢市公営住宅塩井町団地建替等事業（2号棟））事業契約の一部変更についてであります。本案は、平成24年米沢市議会6月定例会で議決された事業契約について、消費税及び地方消費税の税率の引き上げにより、契約金額を変更しようとするものであります。

本案については、質疑や委員間討議もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第41号特定事業（米沢市公営住宅塩井町団地建替等事業（3号棟））事業契約の一部変更についてであります。本案は、平成24年米沢市議会9月定例会で議決された事業契約について、消費税及び地方消費税の税率の引き上げ及び施設整備費の割賦支払いに係る金利の見直しにより、契約金額を変更しようとするものであります。

本案については、質疑や委員間討議もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第42号米沢市市営住宅条例の一部改正についてであります。本案は、指定管理者に市営住宅及び共同施設の管理を行わせることができるようにするものであります。

本案に対し、委員から、指定管理者に維持管理をしていただくことで管理料は安くなるのかどうか、また、見積もりはどうかとの質疑があり、

当局から、仕様書が確定しない状況であり、現段階の試算であるが、年間約3,500万円で、直営よりも年平均で約90万円程度の削減が可能になるとの答弁がありました。

また、委員から、市営住宅の入居募集を全部一括して指定管理者に任せることについて、市民が本当に公平であると思うのかとの質疑があり、当局から、募集の方法については、あくまでも市が行っている方法を指定管理者に引き継ぐことで、今までどおり公平性は保たれるのではないかと考えているとの答弁がありました。

そのほか、委員から、市営住宅の管理に指定管理者制度を導入することは根本的に理にかなうものか、また、指定管理者が利益を出すために家賃を上げてしまうことにつながらないのかとただされ、当局から、公営住宅の家賃は公営住宅法により算出基準が決められていることから値上げをすることはできない。また、行財政改革の一環として提案する面もあるが、それ以上に、休日の窓口開設やさまざまなトラブルの対応などにおいて、入居者へ迅速できめ細かいサービスの提供ができると考えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、指定管理者が家賃を変えられないのであれば、人件費を削減することで利益を出すしかなくなり、さらに低賃金労働者を生み出すことにつながってしまうのではないのかとの質疑があり、当局から、指定管理料の積算については、適正な価格で設定すべきものであることから、低賃金につながるものではないとの答弁がありました。

また、委員から、市営住宅の家賃も市の債権の一端だと思うが、滞納額と不納欠損額は幾らかとただされ、当局から、平成25年度分、計11団地の調定額1億2,526万5,290円、収入済額1億2,053万5,690円、収入未済額472万9,600円、収納率が96.22%であり、不納欠損はないとの答弁がありました。

さらに、委員から、市営住宅に限らず、指定管理者が管理を行っている施設において、個人情報の取り扱いに問題があったことはあるのかとの質疑があり、当局から、これまで大きな問題は出ていないと把握している。また、個人情報保護条例を全面改正し、昨年4月に施行したが、条例の中で指定管理者として守らなければならない事項を位置づけ、契約時の特記事項として守るべきことを明確にした上で契約を締結している。市営住宅については、通常の使用許可等の場合よりもう一步踏み込んだ個人情報を取り扱うことから、今後、指定管理者の研修等についての検討が必要ではないかと考えているとの答弁がありました。

また、委員から、最も懸念しているのは入居手続の管理であり、そこに透明性があるかないかである。指定管理者に委託する部分と委託しない部分は何かとただされ、当局から、委託できる部分は、入居者の募集事務、受け付け、形式的な審査、抽せん、当選者の発表、入居決定後の契約書類の受け付け、家賃の徴収、小修繕などを考えており、委託できない部分は、入居者の募集計画、入居者の決定・許可、家賃の決定・変更、減免など、明け渡し請求の発行、滞納者に対する強制執行などであり、市が行う業務になると考えているとの答弁がありました。

そのほか、市営住宅入居者選考委員会について、指定管理者制度を導入するメリット、デメリットについてなど種々質疑がありました。

採決に当たっては、指定管理者に管理を委託することで、公平性、透明性が本当に確保できるのか、また、指定管理者が利益を出すには人件費を低く抑えるしかないと見える。さらに、指定管理者制度を導入する意味が見出せないことから、反対とする意見がありました。一方、市の行財政計画に寄与することや、市営住宅の入居者にとってよりよいものになると考えることから、賛成とする意見がありました。

本案については、意見が分かれたので、起立による採決を行った結果、賛成少数で否決すべきものと決しました。

次に、議第43号市道路線の認定についてであります。本案は、東北中央自動車道整備事業に伴い3路線を、開発行為により2路線をそれぞれ新規認定しようとするものであります。

本案に対し、委員から、東北中央自動車道の整備に伴い新規認定をしようとする3路線について、国と市の施工区分はどうなっているのかとの質疑があり、当局から、施工区分は、砂利道の部分については国が舗装の下地まで仕上げ、その上部を市がアスファルト舗装をする計画になっているとの答弁がありました。

また、委員から、これらの3路線については、国が一部を施工するものの、市民が利用することから、受益者負担で本市が舗装をすることになるとのことであるが、この場合の予算措置はどうかとただされ、当局から、機能補償の部分については国が舗装まで施工するが、残りの舗装は市の単独事業でやらざるを得ず、市債を充当するなど、なるべく有利な財源で施工する計画であるとの答弁がありました。

さらに、委員から、東北中央自動車道整備事業に伴う工事についても、本市の通常の予算で施工せざるを得ないのであれば、他に要望のある側溝や舗装工事などにおくれが生じる。本定例会においても、道路管理瑕疵により損害賠償する案件の報告があり、道路を補修することもできなくなるおそれがあることから、流動的な予算措置をしていただきたいとの要望がありました。

本案については、委員間討議もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会に付託されました議案の審査の経過と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○島軒純一議長 ただいまの産業建設常任委員長報告に対し、御質疑ありませんか。5番山田富佐子議員。

○5番（山田富佐子議員） 議第42号についてお聞きしたいと思います。

委員長報告では、入居者選定時の経緯で公平性が保たれるのかという点で反対の委員の方が多かったという報告がございました。私も、不正や不公平の温床になるような条例改正、中身が不透明なものについては、市民に対して説明がつかないものになってしまう懸念があります。

そこで、委員長を通して当局にお伺いしたいと思います。指定管理者制度を導入した場合、委託する部分と委託しない部分についてであります。その中で一番懸念されるのは入居希望者の抽せん会のあり方ではないでしょうか。先ほどの委員長報告では、抽せんも指定管理者に委託するという答弁、報告がありました。そこまで民間に委託してしまうと、不正や不公平の問題が出てくるおそれが非常に考えられます。そこは市当局がこれまでどおり立ち会い、公正な場として形をつくるのが大切ではないでしょうか。その辺について当局ではどのようにお考えをお持ちなのか、お聞きしたいと思います。

○島軒純一議長 木村芳浩産業建設常任委員長。

○1番（木村芳浩議員） ただいまの山田議員からの御指摘でございますが、その件に関しましても当産業建設常任委員会であらゆる角度から議論がなされました。結果的に、中身が伴っていないのではないかと、あるいはそういった公正な場において抽せんの中身もどうなんだというのは、各委員からも出されたところであります。

それを受けまして、委員会終了後、実は今定例会中に何とかその内容を検討してまいりたいという御報告を当局から私にもいただいておりますので、検討なされた中身を建設部長から御説明をいただきたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

○島軒純一議長 細谷建設部長。

○細谷圭一建設部長 それでは、ただいまの御質疑の内容ですけれども、まず、委員会におきましては説明が不十分でありましたので、新たな内容等を追加して説明させていただきたいと思えます。

まず、入居希望者に対する公平・中立性、また抽せん会の透明性の確保についてであります。そもそも市営住宅につきましては、公営住宅政策上の観点からも、公平性、中立性、透明性の確保はとても重要であり、これは今までどおり踏襲する必要があるものと認識はしております。

現在、指定管理者に委託できる、または委託しようとしている業務の範囲につきましては、まだ詳細にわたっての検討は行っていない状況でございますが、今後精査を行いまして、公平性の確保について不安な内容があれば、抽せん会もそうですが、他の業務に関しても今まで同様、市で対応する、もしくは市が立ち会いをするなどして公平性等を担保できるものと考えております。

このように、今議員皆様のほうからも一番懸念されております公平・中立性や透明性などを担保しますとともに、指定管理者導入後においても市民の平等利用の確保を行ってまいりたいと考えております。

また、指定管理者に委託する業務範囲等については、米沢市市営住宅入居者選考委員会が設置されております。入居者選考委員会の目的といたしまして、市営住宅への公正かつ適正な入居の選考及び住宅行政の円滑な運営を図ることを目的として設置されておりますことから、今回、入居者選考委員会に業務範囲等についてもお諮りをいたしまして、委員皆様の御意見をお聞きした上で、最終的に委託する、委託できない部分について決定をしていきたいと考えております。（「それを決定してから提案するんだ」の声あり）

○島軒純一議長 静粛に。山田富佐子議員。

○5番（山田富佐子議員） ありがとうございます。

今、当局からの返答もありましたが、私自身もすぐ考えることは先ほど申し上げたことです。そして、やはり今までも、市議会においても、市営住宅の入居者選考委員会には正副委員長が派遣されているわけでありまして。やはり、しっかりと公平性、透明性を高く持って、これまで同様にして対応していただきたいと強く思います。

また、個人情報の取り扱いにつきましても、一つ間違えると大変な問題になりかねません。その際の責任問題は、市が負うのか、または指定管理者が負うのか、または、そういうふうになってくると責任のなすり合いになってしまうのではないかなとすぐ強く懸念しているところであります。それで、もう一度検討ということですが、そのことも強く考えて検討していただきたいと思えます。

あともう1点質問させていただきたいのですが、例えば指定管理者制度を導入するに当たっては、メリット、デメリットについて、先ほど委員長の報告では年平均90万円の削減になるというふうな報告がありました。やはり受ける事業者も、また入居を希望する市民も、これまでよりサービスが低下するような中身になってしまったのでは元も子もないと思えます。指定管理者制度は、市民のために行われる制度ではなく、市当局の業務放棄になってしまうおそれがあると私は強く思います。行革を進めていく思いは当局も私たち議会も一緒であります。この制度を導入するに当たってのデメリット、メリットについてももう一度お聞きしたいと思えます。

○島軒純一議長 細谷建設部長。

○細谷圭一建設部長 指定管理者制度を導入した場合のメリット、デメリットについてでございますが、まず初めにメリットとして考えられますのは、民間事業者が持ち合わせております豊富

な実績や管理ノウハウを導入することで、まず1つ担当職員の削減や再配置によりまして事務事業の効率化など、簡素で効率的な改革につながるものと考えております。

次に、入居している方へのメリットについてでございますが、入居者への迅速できめ細かいサービスの提供が実施できることです。土曜日、日曜日の窓口対応や、24時間体制による緊急時及び修繕などワンストップでいつでも対応してくれる安心感、また、高齢者世帯の見守り支援や生活相談等の巡回サービスの提案などが可能となり、高齢者世帯やひとり住まいの高齢者等が抱えているさまざまな問題の発生抑制も期待されるものではないかと考えております。

また、定期的な団地巡回をすることにより、施設の異常箇所の早期発見と予防保守の向上にも寄与するものと考えております。

次に、団地住民が管理運営を行う自治会運営の支援が提案可能となることから、具体的には、入居者個人の暮らしに対する取り組みや近所づき合いによる広がりを持たせる各種イベント等の企画が考えられます。これにより、近年、入居者の高齢化等により自治会運営能力が低下し、近所づき合いも薄くなってきている団地内のコミュニティを高め、円滑な関係が出てくるものと考えております。

次に、デメリットでございますけれども、先ほど山田議員からもございましたが、個人情報について指定管理者が取り扱うということがございます。これにつきましては、個人情報保護法等法令遵守について業務仕様書または協定書等にきちんと規定をいたしまして、入居者のプライバシー保護を義務づけしてまいりたいと考えております。

また、指定管理者の選定につきましては、指定管理候補者の審査会において総合的に審査することになっておりますので、そういったヒアリングを行いまして審査をすべきものと考えてお

ります。

なお、指定管理者が指定された場合につきましては、先ほどもお話がありましたけれども、事前の講習会等を実施するなどして個人情報の漏えい防止に努めていきたいということで考えております。

2つ目ですが、公営住宅法の規定から住宅困窮度に応じた優先入居の実施や、地域の実情や入居者の状況に応じた家賃設定など、市長に決定権のある事項については委託することができませんので、そういった業務が市の業務として残ってしまうということでございます。

3つ目としてですが、指定期間が通常3年から5年となるわけですけれども、その更新時に指定管理者が変わる可能性があることから、施設運営の継続性や安定性への不安が挙げられます。この対策といたしましては、仕様書や業務内容マニュアルの整備を図ることにより、指定管理者に変更があっても適切に業務を引き継ぐことができるように対応していきたいと考えております。

○島軒純一議長 よろしいですか。

ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

産業建設常任委員長報告中、異議のありました議第42号の議案1件を除く議第37号から議第41号まで及び議第43号の議案6件を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 御異議なしと認めます。よって、議第37号から議第41号まで及び議第43号の議案6件は委員長報告のとおり決まりました。

次に、異議のありました議第42号について、起立により採決いたします。

議第42号に対する委員長報告は、賛成少数で原案否決であります。

お諮りいたします。

議第42号を原案のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○島軒純一議長 起立多数であります。よって、議第42号は、原案のとおり決まりました。

.....

日程第15 議第44号平成26年度米
沢市一般会計補正予算（第
1号）外2件

○島軒純一議長 次に、日程第15、議第44号平成26年度米沢市一般会計補正予算（第1号）から日程第17、議第46号平成26年度米沢市と畜場及び食肉市場費特別会計補正予算（第1号）までの議案3件は、議事の都合により一括議題といたします。

この場合、予算特別委員会における審査の経過と結果について報告願います。

予算特別委員長13番工藤正雄議員。

〔予算特別委員長13番工藤正雄議員登壇〕

○13番（工藤正雄議員） 御報告申し上げます。

去る9日の本会議において当予算特別委員会に付託されました案件は、議案3件であります。

当委員会は、議会日程に従い、19日午前10時から委員会室において、各委員出席のもと、当局から市長を初め関係部課長等にも出席を求め、審査を行いました。

なお、各議案の内容につきましては、市長の説明要旨や事項別明細書等で各議員御承知のことと存じますので、その説明を省略させていただき、以下、審査経過の中でありました質疑、要望等の主なものとその結果を取りまとめて御報告申し上げます。

初めに、議第44号平成26年度米沢市一般会計補正予算（第1号）の歳出であります。補正予算の提案があった款項のほか、事前に質問通告のあった款項について質疑が行われました。

まず、第2款総務費では、福島米沢間の奥羽本線ダイヤについて、板谷地区と峠地区の方々と話をした際、奥羽本線ダイヤの現状を改善できないかとの要望をいただいている。大沢地区も同じ状況であり、地域に暮らしている方々の交通手段として機能していないのではないかと。観光面での利便性も考えて、JRに改善を求めていくべきかと考えるがどうかとして質疑がありました。

また、本市ホームページを閲覧する際、市内からのアクセスか、市外からのアクセスか等の項目欄を設定する等の工夫をすれば、一定の指針にもなると思うがどうかとしていただきました。

さらに、新総合計画策定において、人口が減少していることについての検証や総括をどのように進めているのか。また、中高生へのアンケートについては、どのようにすれば本市に魅力を持ってもらい、定住してもらえるかなど、詳しく丁寧に実施してほしいがどうかとして質疑がありました。

また、新文化複合施設の用地の提供に関して、ポポロビル側は市に対して土地と建物を無償譲渡したいとしていたが、市は、ポポロビル側においてビルを解体し、更地として土地を購入し、解体費用分は土地代で相殺すると議会に説明してきた。しかしながら、ポポロビル側ではそれについての合意は当時なされていなかったとしており、このことは虚偽の報告に基づいて議決を迫ったということではないかとしていただきました。

第5款労働費では、建設業の人材が育っていないという現状がある。建設業における資格取得に対し、業者が支援することは難しいことから、市が補助をしていく必要があると考えるが

どうかとして質疑がありました。

第6款農林水産業費では、農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業費補助金は、県の補助による低温貯蔵庫の設置に対する補助であり、エネルギー源は電気であるとのことだが、本市の新エネルギービジョンには雪の有効利用も記載されていることから、本市の取り組みとして雪を使った低温貯蔵庫をつくる考えはないかとして質疑がありました。

また、木質エネルギーに対する補助事業については、市民の間で需要はあると思う。周知徹底を行い、手続等に混乱が生じないように、スムーズなスタートを切ってもらいたいとして要望がありました。

さらに、愛宕地区において、松くい虫による被害やナラ枯れが進んでいるという話が出されたが、現状と取り組みについてはどうかとして質疑がありました。

第7款商工費では、消費税増税後3カ月が経過しようとしているが、市内の事業所及び市民生活においてどのような影響が出ているか把握しているか。また、先般、山形市立済生館病院が、業者に対して消費税増税分の一部を価格に上乗せしないよう求めたとして、公正取引委員会から厳重な勧告を受けているが、本市ではそのようなことはないかとして質疑がありました。

第8款土木費では、県において進められている河川維持業務について、松川の西側については大分広く事業が進められたが、東側にはまだまだ河川木が残っている状況である。事業の推進について県に要望してほしいがどうかとして質疑がありました。

第10款教育費では、ある中学校において、生徒から教師に対する言葉の暴力、物を投げての暴力等が起きているようである。生徒の発言や行動によって学校に来られなくなっている担任の先生がいると聞くがどうかとして質疑がありました。

また、小中学校へのエアコンの導入について、将来的に必要なところには設置していくべきと考えるが、エアコンを設置する場合には配線や配管が必要であり、現在建設中の第四中学校にはその準備をしていく必要があるのではないかと。地域としても寄附を視野に導入を希望しているようであるが、現状はどうかとしていただきました。

歳入では、ふるさと納税のお礼の品物について、米沢をイメージするものといったら100人中100人が米沢牛と答えると思うが、なぜ一番イメージされるものを贈らないのか。また、お礼を贈る寄附額の設定を3万円以上、そして次は高額な50万円以上としているが、もっと企画力を発揮して工夫をしてもらいたいとどうかとして質疑がありました。

以上が議第44号平成26年度米沢市一般会計補正予算（第1号）に対する審査の経過の中でありました質疑、要望の主なものでありますが、議第44号につきましては、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決まりました。

次に、議第45号平成26年度米沢市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）につきましては、脳ドック検査費助成金について、4月25日の市政協議会において、当初予算の40名分に対し既に52名の申し込みがあり、今後もふえるであろうとの答弁があった。また、医療機関においては実質的に140名の受け入れが可能であり、残りを6月補正予算で対応したいとのことであった。しかし、5月の連休明けの時点で、3カ所の医療機関においては140人枠の予約がいっぱいになっていたとのことである。4月25日の段階で予約を停止すべきだったのではないかと質疑がありました。

また、脳ドック検査助成金については国民健康保険加入者しか該当とならず、すばらしい取り組みなのに残念だと感じた。現状を確認し、他の保険者が実施していなければ、実施していく

ように働きかけをしなければならぬのではないかとしていただきました。

議第45号につきましては、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決まりました。

次に、議第46号平成26年度米沢市と畜場及び食肉市場費特別会計補正予算（第1号）につきましては、と畜場及び食肉市場における除雪機の更新については、設置されていたものが古くなったので更新するということだが、さまざまな公共施設がある中で除雪機の設置に一定のルールづくりが必要なのではないかとして質疑がありました。

議第46号につきましては、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決まりました。

以上、当予算特別委員会に付託されました議案3件の審査経過の概要と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○島軒純一議長 ただいまの予算特別委員長報告に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 質疑を終結いたします。

これより、討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議第44号から議第46号までの議案3件を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 御異議なしと認めます。よって、議第44号から議第46号までの議案3件は委員長報告のとおり決まりました。

会議の途中ですが、暫時休憩といたします。

午前10時58分 休 憩

午前11時08分 開 議

○島軒純一議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、手話通訳が必要であることを特に認め、手話通訳者の入場を許可いたします。

〔手話通訳者入場〕

日程第18 発議第4号少人数学級の推進及び義務教育費国庫負担制度の改善に係る意見書の提出について

○島軒純一議長 次に進みます。

日程第18、発議第4号少人数学級の推進及び義務教育費国庫負担制度の改善に係る意見書の提出についてを議題といたします。

この場合、提出者から提案理由の説明を求めます。提出者21番佐藤兵議員。

〔21番佐藤 兵議員登壇〕

○21番（佐藤 兵議員） ただいま上程になりました発議第4号少人数学級の推進及び義務教育費国庫負担制度の改善に係る意見書の提出についてであります。本案は、政府が少人数学級を推進し、また、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に還元することを求めて、政府に対し意見書を提出しようとするものであります。

以下、意見書案を朗読して、提案理由の説明にかえさせていただきます。

〔別紙 発議第4号朗読〕

以上であります。議員各位の御賛同をお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。ありがとうございました。

○島軒純一議長 ただいまの提出者の説明に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 質疑を終結いたします。

次に、議員間討議を行います。議員間討議の御希望はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 なければ、議員間討議を終結いたします。

次に、討論に入りますが、通告がありませんので討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

発議第4号を原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 御異議なしと認めます。よって、発議第4号は原案のとおり決まりました。

.....

日程第19 発議第5号「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書の提出について

○島軒純一議長 次に、日程第19、発議第5号「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書の提出についてを議題といたします。

この場合、提出者から提案理由の説明を求めます。提出者23番小久保広信議員。

〔23番小久保広信議員登壇〕

○23番（小久保広信議員） ただいま上程になりました発議第5号「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書の提出についてではありますが、本案は、聞こえない子供が手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国に求める意見書を提出しようとするものがあります。

以下、意見書案を朗読して提案理由の説明にかえさせていただきます。

〔別紙 発議第5号朗読〕

以上であります。議員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○島軒純一議長 ただいまの提出者の説明に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 質疑を終結いたします。

次に、議員間討議を行います。議員間討議の御希望はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 なければ、議員間討議を終結いたします。

次に、討論に入りますが、通告がありませんので討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

発議第5号を原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 御異議なしと認めます。よって、発議第5号は原案のとおり決まりました。

.....

日程第20 発議第6号参議院議員選挙合区案に反対する意見書の提出について

○島軒純一議長 次に、日程第20、発議第6号参議院議員選挙合区案に反対する意見書の提出についてを議題といたします。

この場合、提出者から提案理由の説明を求めます。提出者12番堤郁雄議員。

〔12番堤 郁雄議員登壇〕

○12番（堤 郁雄議員） ただいま上程になりました発議第6号参議院議員選挙合区案に反対する意見書の提出についてではありますが、本案は、

新たな選挙制度の検討にあつては、地域の特性や面積要件などを踏まえ、合区によらない制度改革を検討すること、各都道府県から選挙ごとに最低1名、定数2の参議院議員が選ばれる地域要件を盛り込むことなどを国に求める意見書を提出しようとするものであります。

以下、意見書案を朗読して提案理由の説明にかえさせていただきます。

[別紙 発議第6号朗読]

以上であります、議員各位の御賛同をお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○島軒純一議長 ただいまの提出者の説明に対し、御質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○島軒純一議長 質疑を終結いたします。

次に、議員間討議を行います。議員間討議の御希望はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○島軒純一議長 なければ、議員間討議を終結いたします。

次に、討論に入りますが、通告がありませんので討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

発議第6号を原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○島軒純一議長 異議がありますので、改めて起立により採決いたします。

お諮りいたします。

発議第6号を原案のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

[賛成者起立]

○島軒純一議長 起立多数であります。よって、発議第6号は原案のとおり決まりました。

日程第21 発議第7号拙速な農政改革に反対する意見書の提出について

○島軒純一議長 次に、日程第21、発議第7号拙速な農政改革に反対する意見書の提出についてを議題といたします。

この場合、提出者から提案理由の説明を求めます。提出者17番洪間佳寿美議員。

[17番洪間佳寿美議員登壇]

○17番(洪間佳寿美議員) 私より、発議第7号について朗読でもって提案理由の説明を申し上げます。

[別紙 発議第7号朗読]

以上であります、議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○島軒純一議長 ただいまの提出者の説明に対し、御質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○島軒純一議長 質疑を終結いたします。

次に、議員間討議を行います。議員間討議の御希望はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○島軒純一議長 なければ、議員間討議を終結いたします。

次に、討論に入りますが、通告がありませんので討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

発議第7号を原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○島軒純一議長 御異議なしと認めます。よって、発議第7号は原案のとおり決まりました。

追加工程 発議第8号米沢市議会会議規則の一部改正について

○島軒純一議長 ここで、議員より発議が提出されましたので、日程を追加し、発議第8号米沢市議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

この場合、提出者から提案理由の説明を求めます。提出者3番高橋嘉門議員。

〔3番高橋嘉門議員登壇〕

○3番（高橋嘉門議員） ただいま追加上程になりました発議第8号米沢市議会会議規則の一部改正についてであります。本案は、市立病院建替特別委員会が設置されたことに伴い、同委員会協議会について規定しようとするものであります。

以上であります。議員各位の御賛同をお願い申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

○島軒純一議長 ただいまの提出者の説明に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 質疑を終結いたします。

次に、議員間討議を行います。議員間討議の御希望はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 なければ、議員間討議を終結いたします。

次に、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 なければ、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

発議第8号を原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 御異議なしと認めます。よって、発議第8号は原案のとおり決まりました。

日程第23 米沢市農業委員会委員の推薦について

○島軒純一議長 次に、日程第23、米沢市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

この際、地方自治法第117条の規定により、関係議員は御退席願います。

〔17番渋間佳寿美議員退席〕

○島軒純一議長 推薦の方法は、小職から指名といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 御異議なしと認めます。よって、米沢市農業委員会委員の推薦の方法については、議長の指名とすることに決まりました。

直ちに指名いたします。

渋間佳寿美議員。

米沢市矢来3丁目3番39号、上村弘子氏。

米沢市遠山町749番地、遠藤美智子氏。

米沢市大字築沢5265番地、鈴木晃子氏。

以上、4名の方を米沢市農業委員会委員に推薦いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました4名の方を米沢市農業委員会委員に推薦することに決まりました。

暫時休憩いたします。

〔17番渋間佳寿美議員着席〕

午前11時50分 休 憩

午前11時50分 開 議

○島軒純一議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

.....

日程第24 議員派遣の件について

○島軒純一議長 次に、日程第24、議員派遣の件についてを議題といたします。

議員派遣につきましては、お手元に配付しておりますとおり、米沢市議会会議規則第167条第1項の規定により決定いたしますので、御了承願います。

.....

市長挨拶

○島軒純一議長 以上で、本定例会に付議されました案件は全部議了いたしました。

閉会前に、市長から発言を求められておりますので、これを許可します。安部市長。

[安部三十郎市長登壇]

○安部三十郎市長 市議会6月定例会の閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

去る6月9日に招集いたしました本定例会は、本日、全日程を終了いたしました。17日間におたる会期中、提出いたしました案件につきまして、終始真剣な御審議をいただき、厚く御礼申し上げます。

審議の過程で賜りました重要な御指摘、御意見等につきましては、今後の市政に十分反映していきたいと考えております。

昨夜、NHK「Eテレ」で上杉鷹山を扱った番組を見ました。先週に引き続き2週連続の番組でしたが、無から有を生ずるがごとく、制度においても産業においても、次々と新しいものを

生み出していく藩政改革の様子が紹介されました。そして、藩政改革成功の大きな要因は、藩全体が力を合わせることにありました。先人たちのなし得たところに深く学ばなくてはと改めて思いました。

今後とも議員各位の御支援、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

結びに、議員各位の御健勝を心からお祈り申し上げます。御礼の御挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。

.....

閉 会

○島軒純一議長 これをもちまして、平成26年6月定例会を閉会いたします。

長期間にわたり、御苦労さまでした。

午前11時53分 閉 会